

**「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」における
経営サポートおよび出店場所の開拓・出店調整等業務委託 仕様書**

1 業務目的

起業による地域経済の活性化やまちの賑わい創出を目指す取り組みとして、キッチンカーをはじめとする移動販売車を活用した事業を支援する「移動販売車支援事業（KOBE STAR KITCHEN）」を実施するにあたり、

- ・2019年度～2021年度に選定されたキッチンカー支援対象者の経営サポート（活動進捗の把握・必要な経営に関する助言）
- ・市内における収益性の高い出店場所の開拓・出店調整等について、委託を行うものである。

2 業務内容

（1）2019年度～2021年度に選定されたキッチンカー支援対象者の経営サポートの実施

ア. 2019年度～2021年度に選定されたキッチンカー支援対象者（以下、支援対象者）の個別の課題・悩みを寄り添い型でサポートするため、以下、① ②を実施すること。

- ① 支援対象者の毎月の出店場所・売上を確認・集約し、本市に毎月報告すること。
- ② 支援対象者との定期的な懇談の場を開催し、課題や悩みを把握するとともに必要な助言等を行うこと。（例：令和3年度 支援対象者らが参加するオンライン進捗報告会）

[参考]：2019年度～2021年度に選定された支援対象者

毎年3～4組、計11組のキッチンカー起業希望者をこれまでに採択。キッチンカー改修補助金（事業費の1/2・上限100万円）、適宜経営相談に乗るなどの支援を実施

（2）移動販売車 出店場所の新規開拓

ア. 移動販売車のチャレンジの場として、神戸市内の集客が見込める出店場所の開拓に取り組むこと。

提案

候補となる新規出店場所の候補について、公募提案※を行うこと。

※候補となる新規出店場所の土地所有者と協議が開始されており、出店可能性が高い場所について提案すること。

※件数について、公募提案時、最低5か所を提案すること（年間10か所程度の開拓が行われることが望ましい）

(3) 移動販売車 出店調整

- ア. 以下①～③の場所について、出店希望者を募り、出店するまでの一連の調整を行う。
調整にあたっては、出店場所周辺の安全確保、地域への配慮など適切に対応すること。
(②③については、土地所有者と出店に向けた交渉・協議もあわせて行うこと)

- ① 上記(2)で新規開拓した場所
- ② 市が指定する場所(市有地・民有地の両方のケースあり)
 - ※3～5か所程度見込み(通年営業・期間営業が混在)
 - 例：住宅団地で週末を中心に4か月程度の出店 等
 - (令和3年度 住宅団地での出店実績：西区 美穂が丘、北区 秋葉台)
 - ※立地によっては、出店者が振るわず売上保証が必要な場合がある。その場合は本市と協議の上、売上保証金額を決定し、出店者の確保を図ることとし、売上保証金額の財源は当事業の委託費の範囲内で捻出すること。
 - ※地域の要望を受けて市が指定する出店場所(住宅団地等)について、本市と協議の上、安全対策として交通誘導員等の配置を行うこととし、安全対策費の財源は当事業の委託費の範囲内で捻出すること。
- ③ 市が指定するイベント
 - ※数台が出店できる小規模イベントを年間10件程度見込み

なお、同じ出店場所の同じ日時に出店希望者が集中した場合は、以下①②の優先順に調整を行うこと。

- ① 2019年度～2021年度に選定されたキッチンカー支援対象者
- ② 市内に事業所を置く事業者

提案

- イ. チャレンジの場として、キッチンカーをはじめとする移動販売車を開始して間もない者を支援する趣旨に鑑み、応援に有効な出店条件について提案すること。
(提案例：出店料を通常より●%割引する、創業●●年以内の事業者を優先して出店調整を行う 等)

(4) 広報

- ア. 当事業で提供する場所に出店する移動販売事業者の情報および出店スケジュールの広報について、本市が指定する専用ホームページの運営事業者に対し、毎週指定する曜日までに各所の出店情報を提供すること。
情報提供にあたっては、以下のコンテンツを含めること。

- ① 店舗名・出店者名
- ② 提供商品

- ③出店場所、出店日時、アクセス、最寄り駅
- ④出店者写真（メニュー表、キッチンカー、商品など）
- ⑤出店場所ごとの問合せ先
- ⑥その他本事業を効果的に実施するために必要な情報

提案

イ. 個別出店場所について、上記の専用ホームページ以外で、集客が見込めるような広報方法を提案すること。

(5) 問い合わせ窓口対応

- ア. 移動販売車の出店を希望する土地オーナーからの問い合わせおよび当事業で提供する場所への出店を希望する移動販売事業者からの問い合わせに対応すること。
- イ. 移動販売車での起業に関する相談に対応すること。
- ウ. 問い合わせの内容とその対応について、毎月末、本市に報告すること。

(6) 事業総括報告書の提出（2023年3月末日）

事業終了後、実施事業内容（テキスト、写真等）および総括を記載した事業総括報告書を作成し提出すること。なお、必要に応じて、事業内容等についての臨時的報告を求める場合がある。

(8) その他

- ア. 事務局体制を確保し、事業実施にあたって本市および関係者との調整を行う。委託期間中、月1回程度、本市と定期的な打ち合わせを行う。
- イ. 事業の実施にあたり、関係法令等を遵守するとともに、必要なリスク管理・安全性の確保を行うこと。

3 本市と提案事業者の役割分担

(1) 本市

本市は、委託契約に基づく事業費負担、移動販売車の出店場所としての市有地の確保および提供を行う。

(2) 提案事業者

「3 業務内容」に記載した事項およびその他業務目的達成に必要な業務を行う。

5 委託契約金額の上限

11,480,000円（消費税・地方消費税含む）

6 委託業務期間

委託契約締結日から2023年3月31日まで

7 留意事項

- (1) 本業務により作成された成果物等の著作権および製作物の所有権は、本市に帰属するものとする。
- (2) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。
- (3) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額以外の費用を本市は負担しない。